

米子市豪雪災害復興支援金の受付窓口の開設について

- 1 支援金の名称 米子市豪雪災害復興支援金
- 2 受付期間 平成23年1月25日(火)から平成23年2月28日(月)まで
- 3 実施方法
 - ①募金箱の設置
米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所1階 総合案内窓口
※受付時間：平日の8時30分から17時まで
 - ②口座振込み
[名義等] 米子市豪雪災害復興支援金 米子市福祉保健部長 安田明文
(ヨナゴシゴウセツフッコウシエンキン)
[金融機関] 山陰合同銀行米子市役所出張所(普) 3622910
※上記の銀行については、同じ銀行の本店、支店からの振込手数料は、かかりません。窓口にて振込みをされる場合は、「米子市豪雪災害復興支援金」である旨、お申し出ください。
※上記以外の金融機関からの振込みの場合は、手数料がかかります。
※郵便局の場合は、申し出をいただければ振込用紙を送ります。
 - ③現金書留による送金
[送付先] 米子市福祉保健部長寿社会課 米子市豪雪災害復興支援金
〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地
- ◎この支援金は、所得税法及び法人税法に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。
※税の軽減を受けるためには、支援金の受領証明書の添付など所定の手続きが必要ですのでお問い合わせください。
※なお、支援金については、現金のみとさせていただきます。
- 4 問合せ先
米子市福祉保健部長寿社会課
電話 0859-23-5541 ファクシミリ 0859-23-5012
- 5 支援金等の使用目的
平成22年12月31日から1月1日にかけての豪雪による米子市内の倒木対策としての倒木処理や植樹等の費用として活用させていただきます。